

合板等

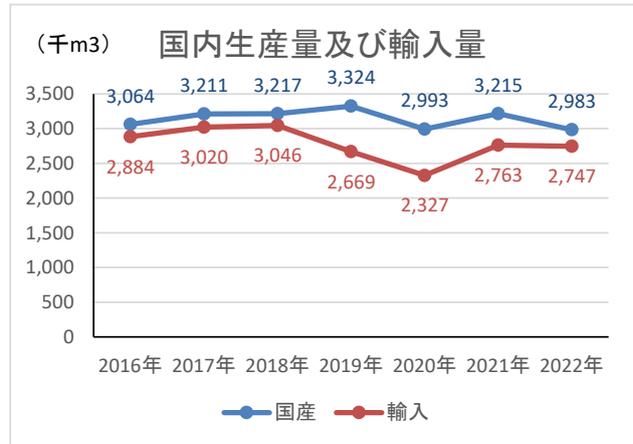
■協定の主な概要

	協定発効前	合意内容	令和5年度 (2023.4.1～2024.3.31)
CPTPP	・広葉樹合板 6.0%	・広葉樹合板 [ベトナム] 段階的に16年目で撤廃 セーフガード付き [マレーシア] 50%即時削減、15年目まで横ばいで推移し、16年目で撤廃 セーフガード付き [マレーシア、ベトナム以外] 段階的に11年目で撤廃	・広葉樹合板 [ベトナム]3.7% セーフガード発動数量:13.0千㎡、 セーフガード発動時の税率:6.0% [マレーシア]3.0% [マレーシア、ベトナム以外]2.7%
日EU・EPA		・広葉樹合板 段階的に8年目で撤廃	2.7%
日米		関税削減・撤廃から除外	発効前と同じ
RCEP		基準税率維持	ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド: 6%

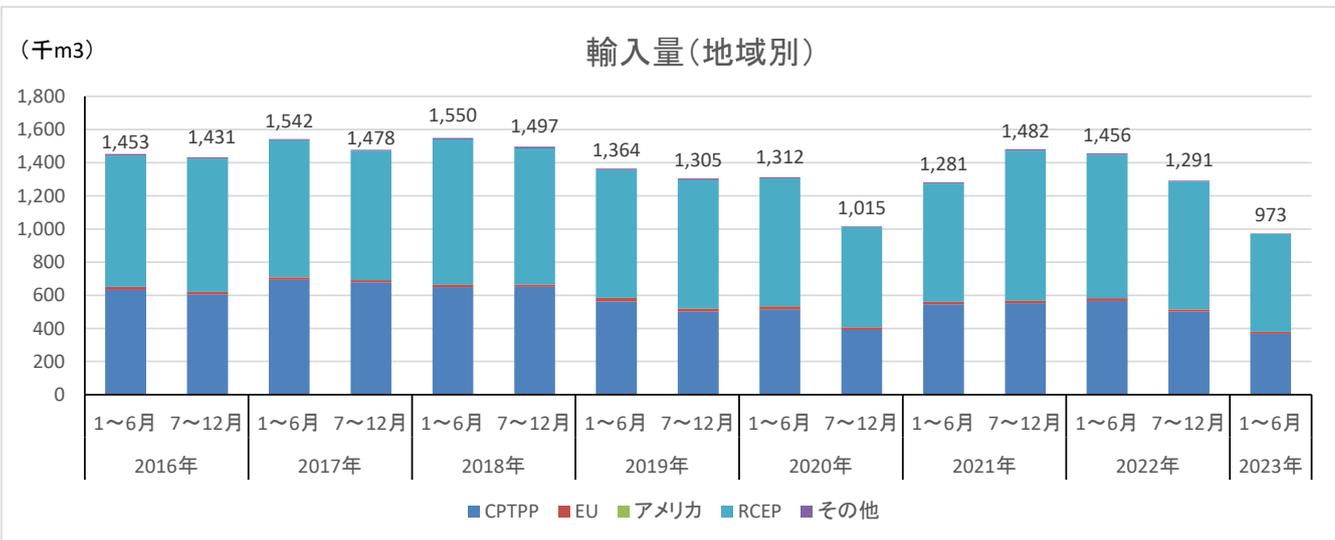
■国内生産及び輸入の状況



資料:農林水産省「木材需給報告書」
※都道府県内訳なし



資料:農林水産省「木材需給報告書」
資料:財務省「貿易統計」



資料:財務省「貿易統計」
 ※CPTPPは、締約国(R5年10月現在:メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ)からの輸入量
 ※RCEPは、締約国(R5年10月現在:カンボジア、ラオス、タイ、中国、韓国、インドネシア、フィリピン)からの輸入量
 なお、RCEPとCPTPPの重複国(シンガポール、ベトナム、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、ブルネイ)はCPTPPに計上